

生活扶助費等負担金等の交付が過大

4件 不当金額(支出) 747万円
(前年度 8件 1292万円)

1 負担金の概要

生活扶助費等負担金等は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができるとなっている(これらを「返還金等」)。

生活扶助等に係る保護費は、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、次のア又はイの程度の障害を有する者等を対象として、当該障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

ア 身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令に定める障害等級の1級のいずれかに該当する障害

イ 身体障害者障害程度等級表の3級又は障害等級の2級のいずれかに該当する障害

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{交付額} = \left(\underbrace{\text{費用の額} - \text{返還金等の調定額} + \text{不納欠損額}}_{\text{国庫負担対象事業費}} \right) \times \text{国庫負担率}(3/4)$$

このうち、費用の額は、生活扶助等に係る保護費の額、被保護者が医療機関で診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額との合計額となっている。

2 検査の結果

4道県の4事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算定に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定していたり、誤った障害の区分等による加算額を認定していたりなどしていた。このため、負担金計747万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認める 国庫負担 対象事業費	不当と認める 国庫負担 金交付額	摘 要
北海道	旭川市	平成 25～30	円 2682万	円 2012万	円 202万	円 151万	障害者加算の認定を誤っていたもの
兵庫県	明石市	25～30	3739万	2804万	169万	127万	同
和歌山県	和歌山市	25～29	3688万	2766万	350万	263万	同
徳島県	徳島市	24～29	4168万	3126万	274万	205万	同
計	4事業主体		1億4279万	1億0709万	996万	747万	